に、「

他の通算法人の既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額の合計額 （別表十八付表「５」）－⑯

」を「

他の通算法人の既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額の合計額 （別表十八付表一「５」）－⑯

」に、「

非特定欠損金配賦額	通算総調整損金算入限度額
⑮×⑯／別表十八付表「５」 （別表十八付表「５」＝０の場合は０）	（別表十八「21の計」）－（別表十八付表「２」＋「３」）

」を「

非特定欠損金配賦額	通算総調整損金算入限度額
⑮×⑯／別表十八付表一「５」 （別表十八付表一「５」＝０の場合は０）	（別表十八「21の計」）－（別表十八付表一「２」＋「３」）

」に改め、同改正規定中同表の記載要領第十一号を同第十二号とし、同第十号の次に次の一号を加える。

２　当該通算法人が租税特別措置法第66条の11の４第３項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合における次に掲げる欄の記載に当たつては、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　「特定損金算入割合 $\frac{\text{（別表十八「21の計」）－（別表十八付表一「３」）}}{\text{別表十八付表一「４」}}$（１を超える場合は１）（別表十八付表一「４」＝０の場合は０）」　⑬　の欄　「（別表十八「21の計」）－（別表十八付表一「３」）」の金額が０に満たない場合には、「０」と記載すること。

(2)　「特定損金算入限度額 ⑫×⑬」　⑭　の欄　特例10年内事業年度（租税特別措置法第66条の11の４第４項に規定する特例10年内事業年度をいう。(3)及び(4)ロにおいて同じ。）に該当する各10年内事業年度（法第64条の７第１項第２号に規定する10年内事業年度をいう。(3)及び(4)ロにおいて同じ。）ごとに別表七（二）付表五「12」の金額を含めて記載すること。

(3)　「既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額 (2)－((6)＋(9))（マイナスの場合は０）」　⑯　の欄　特例10年内事業年度に該当する各10年内事業年度ごとに別表七（二）付表五「26」の金額を含めて記載すること。

(4)　「通算総調整損金算入限度額 （別表十八「21の計」）－（別表十八付表一「２」＋「３」）」　⑲　の欄　次によること。

イ　「（別表十八「21の計」）－（別表十八付表一「２」＋「３」）」の金額が０に満たない場合には、当該金額を０として計算すること。

ロ　特例10年内事業年度に該当する各10年内事業年度ごとに別表七（二）付表五「23」の金額を含めて記載すること。

第一条のうち法人税法施行規則別表七㈠付表四の次に五表を加える改正規定中別表七㈠付表一一の記載要領第四号を同第五号とし、同第三号を同第四号とし、同第一一号の次に次の一号を加える。

３　当該通算法人が租税特別措置法第66条の11の４第１項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合における次に掲げる欄の記載に当たつては、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　「既損金算入額控除後の損金算入限度額 ⑯－（当該事業年度前の(4)の合計額）　(3)」　の欄　「⑯－（当該事業年度前の(4)の合計額）」の金額が０に満たない場合には、「０」と記載すること。

(2)　「当期控除額 ((別表七(二)「２」＋(2))と(3)のうち少ない金額)　(4)」　の欄　租税特別措置法第66条の11の４第１項第１号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに別表七（一）付表五「12」の金額を含めて記載すること。

第一条中法人税法施行規則別表七㈠付表四の次に五表を加える改正規定に次のように加える。